

令和8年第2回高松市議会定例会提出予定議案

1 令和8年度高松市一般会計予算	192,800,000千円
2 令和8年度高松市国民健康保険事業特別会計予算	41,158,433千円
3 令和8年度高松市後期高齢者医療事業特別会計予算	9,172,779千円
4 令和8年度高松市介護保険事業特別会計予算	47,204,432千円
5 令和8年度高松市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算	30,627千円
6 令和8年度高松市食肉センター事業特別会計予算	411,497千円
7 令和8年度高松市競輪事業特別会計予算	30,739,208千円
8 令和8年度高松市卸売市場事業特別会計予算	953,435千円
9 令和8年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計予算	96,062千円
10 令和8年度高松市駐車場事業特別会計予算	756,674千円
11 令和8年度高松市病院事業会計予算	12,813,393千円
12 令和8年度高松市下水道事業会計予算	24,374,954千円

## 13 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

[ R 8. 4. 1から施行 ]

一般職の職員が、正規の勤務時間以外の時間に非常勤の特別職の職員として職務に従事した場合には、報酬を支給することができるようとするため、改正するもの

(1) 一般職の職員が、正規の勤務時間以外の時間に非常勤の特別職の職員として職務に従事した場合には、報酬を支給することができるようとするもの

## 14 高松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の月例給与水準を適切に確保するため、初任給調整手当を人事院勧告に準拠して改定し、2号会計年度任用職員の初任給調整手当及び1号会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬について職員の改定内容に鑑み改定し、並びに事務の効率化のため、職員が受ける給食に要する経費について給与から控除できることとする等のため、改正するもの

R 8. 4. 1から施行  
(1)イはR 8. 6. 1から施行  
(2)イは公布の日から施行し、R 7. 12. 1から適用

(1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 職員に適用される給料表の給料月額のうち職員の属する職務の級及び職員の受けける号給に応じた額とこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回る職員に、その差額を月額に換算した額を「第2種初任給調整手当」として、支給することとするもの

イ 保育所及び認定こども園において職員が受ける給食に要する経費を当該職員の給与から控除できることとするもの

(2) 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 2号会計年度任用職員に適用される第2種初任給調整手当及び1号会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬について、(1)アの規定を準用するもの

イ 会計年度任用職員への期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、任期の定めが6か月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6か月以上に至ったときは、任期の定めが6か月以上の会計年度任用職員とみなすこととするもの（1号会計年度任用職員にあっては月額で報酬を定める者に限る。）

(3) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア (1)アの規定については、特定任期付職員には適用しないもの

## 15 高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

[ R 8. 6. 15 から施行 ]

関する法律の一部改正により、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置（以下「外国人保護」という。）に関する事務が法定事務に準ずる事務に定められたことを踏まえ、本市が個人番号を独自利用するために条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）のうち当該事務を削るため、改正するもの

- (1) 独自利用事務を定めている表から外国人保護に関する事務を削るもの

## 16 高松市仏生山交流センター条例の一部改正について

受益者負担の適正化を目的として、高松市仏生山交流センター

[ R 9. 4. 1 から施行 ]

（以下「センター」という。）の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) センターの使用料の額を次のとおり改定するもの

### ア イベントスペース

現 行		改正後
午前	5, 490円	→ 8, 230円
午後	7, 310円	→ 10, 960円
全日	12, 800円	→ 19, 200円
1時間	2, 030円	→ 3, 040円

### イ 調理室

現 行		改正後
午前	4, 860円	→ 5, 160円
午後	6, 480円	→ 6, 880円
全日	11, 340円	→ 13, 750円
1時間	1, 800円	→ 1, 720円

### ウ 会議室11(北)

現 行		改正後
午前	1, 220円	→ 1, 830円
午後	1, 620円	→ 2, 430円
全日	2, 840円	→ 4, 260円
1時間	450円	→ 670円

エ 会議室1 1(南)

現 行		改正後
午前	1, 760円	→ 2, 640円
午後	2, 340円	→ 3, 510円
全日	4, 100円	→ 6, 150円
1時間	650円	970円

オ 会議室2 1

現 行		改正後
午前	1, 080円	→ 1, 620円
午後	1, 440円	→ 2, 160円
全日	2, 520円	→ 3, 780円
1時間	400円	590円

カ 会議室2 2

現 行		改正後
午前	1, 350円	→ 2, 020円
午後	1, 800円	→ 2, 700円
全日	3, 150円	→ 4, 720円
1時間	500円	750円

キ 研修室

現 行		改正後
午前	2, 160円	→ 3, 240円
午後	2, 880円	→ 4, 320円
全日	5, 040円	→ 7, 560円
1時間	800円	1, 190円

ク 教室

現 行		改正後
午前	3, 380円	→ 5, 070円
午後	4, 500円	→ 6, 750円
全日	7, 880円	→ 11, 820円
1時間	1, 250円	1, 870円

(2) センターにおいて冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている冷暖房装置使用料を別に徴収はせず、施設使用料に含めることとするため、冷暖房装置使用料の額を定める規定を削るもの

(3) 指定管理者との協議を踏まえ、附属設備使用料を定める表を次のとおり見直すもの

名 称	単 位	使 用 料
拡声装置	1式	500円
マイクロホン	1本	100円
プロジェクター (スクリーン付き)	1式	500円
プロジェクター (大型スクリーン付き)	1式	600円
移動型モニター	1式	500円
スポットライト	1式	700円
司会者台	1台	100円
演台	1台	100円
ホワイトボード	1台	100円
パーテーション	1枚	100円
ステージ（室内用）	1台	100円
テント	1張	300円

## 17 高松市印鑑条例及び高松市手数料条例の一部改正について

電気通信事業法（以下この項において「法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの

(1) 高松市印鑑条例の一部改正

ア 法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするもの

(2) 高松市手数料条例の一部改正

ア 法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするもの

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）附則第1条本文に規定する施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

## 18 高松市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正するもの

[ R 8. 4. 1 から施行 ]

- (1) 保険料の賦課額を構成するものに、子ども・子育て支援納付金賦課額を加え、関係する規定を見直すもの
- (2) 子ども・子育て支援納付金賦課額を新設し、その総額、所得割額、保険料率、賦課限度額等について定めるもの
- (3) その世帯に、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の減額について新たに規定するもの

(4) 国民健康保険料の基礎賦課限度額を次のとおり引き上げるもの

現 行 改正後

66万円	→	67万円
------	---	------

(5) 被保険者均等割額等の減額の対象となる納付義務者の範囲を次のとおり拡大するもの

ア 被保険者均等割額等の5割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行	改正後
43万円 + 30万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	43万円 + 31万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

イ 被保険者均等割額等の2割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行	改正後
43万円 + 56万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	43万円 + 57万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

## 19 高松市介護保険条例の一部改正について

[ R 8. 4. 1 から施行 ]

介護保険法施行令の一部改正に伴い、改正するもの

(1) 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例について定めるもの

(2) 令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を定めるもの

## 20 高松市庵治ほっとぴあん条例の一部改正について

[ R 9. 4. 1 から施行 ]

高松市庵治ほっとぴあん(以下「ほっとぴあん」という。)として管理をする範囲を見直すことにより、新たにほっとぴあんとして管理することとなる会議室等の使用料の額を定める等のため、改正するもの

(1) 使用料の額を定めるもの

区 分	使用時間	使用料
大会議室(全面)	1 時間	1,240円
大会議室(半面)		730円
小会議室		390円
調理実習室		910円

## 21 高松市手数料条例の一部改正について

[ R 8. 5. 1 から施行 ]

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下この項において「法」という。)の一部改正に伴い、改正するもの

(1) 法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするもの

## 22 高松市旅館業法施行条例の一部改正について

[ 公布の日から施行 ]

旅館業の施設の浴室の衛生に必要な措置の基準について、香川県との整合を図るため、改正するもの

- (1) モノクロラミンによる浴槽水の消毒を認めることに伴い、遊離残留塩素濃度に限つていたものを、結合塩素のモノクロラミンを含むものとして残留塩素濃度に変更するもの

## 23 高松市公衆浴場法施行条例の一部改正について

[ 公布の日から施行 ]

公衆浴場について講じなければならない衛生等に係る措置の基準について、香川県との整合を図るため、改正するもの

- (1) モノクロラミンによる浴槽水の消毒を認めることに伴い、遊離残留塩素濃度に限つていたものを、結合塩素のモノクロラミンを含むものとして残留塩素濃度に変更するもの

## 24 高松市食品衛生法施行条例の一部改正について

[ R 8. 4. 1 から施行 ]

香川県の許可申請手数料の額が改定されることに鑑み、その改定後の手数料の額との均衡を図るため、改正するもの

- (1) 営業の継続許可（魚介類販売業自動車による移動営業を除く。）の申請に対する審査に係る手数料の額を次のとおり改定するもの

ア 複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業

現 行	改正後
27, 000円	31, 000円

イ 魚介類競り売り営業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、氷雪製造業、食用油脂製造業、そうざい製造業、冷凍食品製造業、密封包装食品製造業、添加物製造業

現 行	改正後
19, 000円	21, 000円

ウ 飲食店営業、水産製品製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業

現 行	改正後
15, 000円	17, 000円

エ 菓子製造業、アイスクリーム類製造業、液卵製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麵類製造業、漬物製造業、食品の小分け業

現 行	改正後
13, 000円	15, 000円

オ 食肉販売業、魚介類販売業、集乳業

現 行

改正後

9, 000円	→	10, 000円
---------	---	----------

カ 飲食店営業（自動車、露店、短期・季節）

現 行

改正後

6, 000円	→	7, 000円
---------	---	---------

キ 調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

現 行

改正後

4, 000円	→	5, 000円
---------	---	---------

## 25 高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

[ R 8. 4. 1 から施行 ]

職員の月例給与水準を適切に確保するために、初任給調整手当  
を人事院勧告に準拠して改定するため、改正するもの

(1) 職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して「第2種初任給調整手当」を支給することとするもの

## 26 高松市スポーツ施設条例の一部改正について

[ R 8. 4. 1 から施行  
(1)はR 9. 4. 1 から  
施行 ]

受益者負担の適正化等を目的として、高松市屋島競技場の使用料の額を改定し、並びに利用者の利便性向上のため高松市ヨット競技場及び高松市立東部運動公園の使用区分を変更するため、改正するもの

(1) 高松市屋島競技場使用料の額を次のとおり改定するもの

ア 主競技場

(ア) アマチュア利用（入場料等を徴収しない場合）

a 学校等

現 行		改正後
午前	9, 200円	→ 10, 340円
午後	9, 200円	→ 10, 340円
夜間	9, 200円	→ 10, 340円
午前・午後	13, 800円	15, 510円
午後・夜間	13, 800円	15, 510円
全日	20, 700円	23, 260円
1時間	2, 870円	3, 230円

b 学校等以外

現 行		改正後
午前	18, 400円	→ 20, 680円
午後	18, 400円	→ 20, 680円
夜間	18, 400円	→ 20, 680円
午前・午後	27, 600円	31, 010円
午後・夜間	27, 600円	31, 010円
全日	41, 400円	46, 520円
1時間	5, 750円	6, 460円

(イ) アマチュア以外の利用（入場料等を徴収しない場合）

現 行		改正後
午前	27, 600円	→ 31, 020円
午後	27, 600円	→ 31, 020円
夜間	27, 600円	→ 31, 020円
午前・午後	41, 400円	46, 520円
午後・夜間	41, 400円	46, 520円
全日	62, 100円	69, 780円
1時間	8, 620円	9, 690円

イ 室内競技場

(ア) 学校等

現 行		改正後
午前	1, 760円	→ 2, 080円
午後	1, 760円	→ 2, 080円
夜間	1, 760円	→ 2, 080円
午前・午後	2, 640円	3, 120円
午後・夜間	2, 640円	3, 120円
全日	3, 960円	4, 680円
1時間	550円	650円

(イ) 学校等以外

現 行		改正後
午前	3, 520円	→ 4, 160円
午後	3, 520円	→ 4, 160円
夜間	3, 520円	→ 4, 160円
午前・午後	5, 280円	6, 240円
午後・夜間	5, 280円	6, 240円
全日	7, 920円	9, 360円
1時間	1, 100円	1, 300円

ウ 補助競技場

(ア) 学校等

現 行		改正後
午前	2, 250円	→ 3, 280円
午後	2, 250円	→ 3, 280円
午前・午後	3, 380円	4, 920円
1時間	700円	1, 030円

(イ) 学校等以外

現 行		改正後
午前	4, 510円	→ 6, 560円
午後	4, 510円	→ 6, 560円
午前・午後	6, 760円	9, 840円
1時間	1, 410円	2, 050円

エ トレーニング室

現 行		改正後
午前	2, 880円	→ 3, 080円
午後	2, 880円	→ 3, 080円
夜間	2, 880円	→ 3, 080円
午前・午後	4, 320円	4, 610円
午後・夜間	4, 320円	4, 610円
全日	6, 480円	6, 920円
1時間	900円	960円

オ 個人使用

(ア) スポーツ練習（主競技場、室内競技場、補助競技場）

現 行		改正後
一般	300円	→ 400円
生徒・児童	150円	→ 200円
高齢者	150円	→ 200円
障害者	150円	200円

(イ) トレーニング室

現 行		改正後
一般	300円	→ 400円
生徒・児童	150円	→ 200円
高齢者	150円	→ 200円
障害者	150円	200円

(ウ) スポーツ練習（主競技場、室内競技場、補助競技場）

回数券（1回券1枚づり）

現 行		改正後
一般	3, 000円	→ 4, 000円
生徒・児童	1, 500円	→ 2, 000円
高齢者	1, 500円	→ 2, 000円
障害者	1, 500円	2, 000円

(エ) トレーニング室

回数券（1回券1枚づり）

現 行		改正後
一般	3, 000円	→ 4, 000円
生徒・児童	1, 500円	→ 2, 000円
高齢者	1, 500円	→ 2, 000円
障害者	1, 500円	2, 000円

(オ) トレーニング室

定期券（1か月）

現 行		改正後
一般	2, 400円	→ 3, 200円
生徒・児童	1, 200円	→ 1, 600円
高齢者	1, 200円	→ 1, 600円
障害者	1, 200円	1, 600円

カ 写真判定室・放送室・記録室・スタッフルーム

現 行		改正後
午前	1, 760円	→ 2, 640円
午後	1, 760円	→ 2, 640円
午前・午後	2, 640円	3, 960円
1時間	550円	830円

キ 器具使用料

現 行		改正後
陸上競技器具	9, 630円	→ 14, 450円

- (2) 高松市ヨット競技場の艇庫内ヨット置場使用料について、使用区分を変更し、変更後の使用料の額を定めるもの

高層棟艇庫（ラック式）

現 行 1 ラックにつき		改正後 1 艇につき
一般 (一時使用)	730円	→ 150円
生徒・児童 (一時使用)	360円	→ 80円
一般 (1か月)	3,820円	→ 770円
生徒・児童 (1か月)	1,910円	390円

- (3) 高松市立東部運動公園の第1サッカー場の施設使用料及び夜間照明施設使用料について、サッカー場の専用使用にその2分の1の専用使用を加え、その使用料の額を定めるもの

27 高松市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正について

[ R 9. 4. 1 から施行 ]

高松市立南部駐車場の廃止に伴い、改正するもの

- (1) 高松市立南部駐車場に係る規定を削るもの

28 高松市建築関係手数料条例の一部改正について

[ R 8. 4. 1 から施行 ]

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）及び建築基準法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 法の一部改正に伴い、引用条項等の所要の規定の整備をするもの  
(2) 政令の一部改正に伴い、引用条項の整備をするもの

29 高松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

[ R 8. 4. 1 から施行 ]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を改定するもの  
(2) 非常勤消防団員等の補償基礎額への加算の対象とする扶養親族から配偶者を削り、及び扶養親族に係る加算額を改定するもの

### 30 高松市火災予防条例の一部改正について

[ R 8. 3. 31 から施行 ]

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) これまで規定をしていた「サウナ設備」と特性が異なるものを、別の種類の「簡易サウナ設備」として位置付け、その定義をするとともに、その位置、構造及び管理の基準について定めるもの
- (2) 市が住宅における火災の予防等に資する物品等として、感震ブレーカーを追加するもの

### 31 女木辺地に係る総合整備計画の策定について

女木辺地の公共的施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、総合整備計画を定めるもの

- (1) 高松市女木コミュニティセンターの整備に係る総合整備計画を定めるため、議会の議決を求めるもの

### 32 男木辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき定めた男木辺地に係る総合整備計画の一部を変更するもの

- (1) 男木中学校屋内運動場屋根防水改修事業を実施するため、議会の議決を求めるもの
- (2) 男木小・中学校教職員用宿舎耐震改修等事業を実施するため、議会の議決を求めるもの

### 33 議決の変更について

令和6年9月24日に議会の議決を経た工事請負契約の締結（高松市中央卸売市場水産物棟等整備事業に伴う下水道切替工事）について、市場敷地内に埋設している下水道管を市道敷地内へ移設することとしていたところ、移設先の地盤が、想定以上に軟弱であることが判明したため、必要と認める区間において、土留めのための工法を変更する必要が生じたこと等のために行った設計変更において、設計金額が変更することとなり、契約金額を変更するもの

変更前

変更後

- |       |              |   |              |
|-------|--------------|---|--------------|
| ・契約金額 | 308,018,700円 | → | 515,751,500円 |
|-------|--------------|---|--------------|

### 34 議決の変更について

令和7年9月26日に議会の議決を経た工事請負契約の締結（東部運動公園第1サッカー場人工芝改修工事）について、既設人工芝の処分に関し、当初設計では当該人工芝を廃プラスチック類とみなしてその処分に要する費用を計上していたところ、砂及びゴムチップを含んだ当該人工芝は、混合廃棄物として処分しなければならないことが判明し、その処分に要する費用を見直す必要が生じたこと等により行った設計変更において、設計金額が変更することとなり、契約金額を変更するもの

	変更前	変更後
・契約金額	305,270,900円	→ 335,630,900円

### 35 財産の取得について

災害対応特殊消防ポンプ自動車（常備）を取得するもの

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 68,970,000円
- (3) 契約の相手方 株式会社福島商会

### 36 高松市歴史資料館及び菊池寛記念館展示改修業務委託契約の締結について

高松市歴史資料館及び菊池寛記念館展示改修に係る業務委託契約を締結するもの

- (1) 契約の目的 高松市歴史資料館及び菊池寛記念館展示改修業務委託
- (2) 契約の方法 指名競争入札
- (3) 契約金額 242,737,000円
- (4) 契約の相手方 株式会社乃村工藝社

### 37 専決処分の承認について

衆議院が令和8年1月23日に解散されたことに伴い、公職選挙法第31条第3項の規定に基づく衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査法第2条の規定に基づく最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査を執行するために要する経費等について、早急に予算を措置する必要が生じたため、同日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

現計予算額	190,353,870千円
補正額	156,549千円
補正後	190,510,419千円

(報告)

#### 1 弹力条項の適用（令和7年度高松市競輪事業特別会計予算）